

政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成28年9月20日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 近 内 利 男

政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める意見書

今年、女性参政権行使から70年の節目の年を迎えました。しかし、わが国の女性議員の割合は、衆議院で9.5%（2016年）、参議院では20.7%である。

参議院の20.7%は世界平均の22.0%に近づきつつあるとはいえ、衆議院の9.5%は、下院あるいは1院制をとる列国議会同盟（IPU）191カ国中155位（2016年6月現在）と世界の最低水準である。

一方、地方議会においても女性議員の割合は12.1%と一割強に過ぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上る。

少子化、高齢社会の諸問題をはじめ、食糧や環境など暮らしにかかわることがらが重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進を掲げている政権下において、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は不可欠である。

その為に、法制度に女性議員増加の施策を定めることは、国、自治体のいずれの議会においても女性議員の増加の実現に向けての確かな方策となりえる。

女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法律制定を、女性参政権行使70年のこの年にこそ実現されることを強く求める。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月20日

郡山市議会